

改正後	現行
<p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。また、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。一方で、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展している。</p> <p>このような中、「総合的な T P P 等関連政策大綱（<u>令和元年 12 月 5 日 T P P 等総合対策本部決定</u>）」及び「<u>安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）</u>」に基づき、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援する<u>とともに、生産基盤の継承・強化、国際競争力の強化等を支援する</u>ことが必要である。</p> <p>これらを踏まえ、中山間地域所得向上支援対策（以下「対策」という。）により、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。</p> <p>第 2 中山間地域所得向上計画</p> <p>対策を実施するに当たって、収益性の高い農産物等の生産・販売等により、所得向上を図る都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、中山間地域所得向上計画（以下「所得向上計画」という。）を策定するものとし、その記載する内容については、農林水産省農村振興局長、<u>生産局長及び農林水産技術会議事務局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、都道府県が計画主体となる場合は、所得向上計画の対象となる市町村と緊密な連携のもと、策定するものとする。</p> <p>第 3 対策の内容</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関連事業</p> <p>関連事業は、所得向上計画に基づき実施する(1)の本体事業と関連する次のアからエまでの事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）</u></p> <p>収益力<u>強化</u>に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備等を支援する事業。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>スマート農業技術の開発・実証プロジェクト</u></p> <p><u>生産現場が抱える課題の解決に必要なスマート農業技術を現場に導入・実証し、経営効果を明らかにする事業。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象地域等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得向上計画の区域（以下「計画区域」という。）は、対象地域における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内の区域とする。</p> <p>ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。</p> <p>なお、<u>農村振興局長等が別に定める場合を除き</u>、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合が概ね 25%以上（北海道内の地域にあっては、主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合が概ね 5%以上）であるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。また、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。一方で、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展している。</p> <p>このような中、「総合的な T P P 等関連政策大綱（<u>平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定</u>）」に基づき、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援することが必要である。</p> <p>これらを踏まえ、中山間地域所得向上支援対策（以下「対策」という。）により、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。</p> <p>第 2 中山間地域所得向上計画</p> <p>対策を実施するに当たって、収益性の高い農産物等の生産・販売等により、所得向上を図る都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、中山間地域所得向上計画（以下「所得向上計画」という。）を策定するものとし、その記載する内容については、農林水産省農村振興局長 <u>及び</u>生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、都道府県が計画主体となる場合は、所得向上計画の対象となる市町村と緊密な連携のもと、策定するものとする。</p> <p>第 3 対策の内容</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関連事業</p> <p>関連事業は、所得向上計画に基づき実施する(1)の本体事業と関連する次のアからウまでの事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>産地パワーアップ事業</u></p> <p><u>地域一丸となって</u>収益力<u>向上</u>に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備等を支援する事業。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象地域等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得向上計画の区域（以下「計画区域」という。）は、対象地域における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内の区域とする。</p> <p>ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。</p> <p>なお、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合が概ね 25%以上（北海道内の地域にあっては、主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合が概ね 5%以上）であるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

第4～第8 (略)

第4～第8 (略)

附則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正について（令和2年1月30日付け元農振第2547号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱第4の規定により認定を受け、平成30年度補正予算（第2号）により実施した事業については、なお従前の例による。